

## 障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定のための医師意見書の記入方法

### ■ ■ ■ ご記入にあたって ■ ■ ■

- この医師意見書は、障害者（身体、知的、精神、難病等）が障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（介護給付）を希望されたとき、支給決定のプロセスで区市町村審査会が、障害者等の障害の多様な特性その他、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」認定の判定を行う際の資料として活用されます。
- したがって、意見書の記載にあたっては、心身の状態や必要とされる支援の度合い等について、具体的な状態をあげて記入をお願いします。
- なお、一次判定で勘案（点数化、コンピュータ判定）される項目 □（麻痺、関節の拘縮／精神症状・能力障害二軸評価、生活障害評価／てんかん）については、必ずご確認していただきますよう、お願いします。
- 詳細は、東京都福祉保健局公式ホームページ「医師意見書記載の手引き」をご参照ください。

#### 【記入日】

○医師意見書を提出する前、内容を最終確認した日付を記入してください。

#### 【住所・連絡先】

○申請者の居住地（自宅）の住所、電話番号を記入してください。  
○施設・病院等に入所・入院している場合は、施設名と施設の住所、電話番号を記入してください。

#### 【医療機関名および所在地】

○ゴム印等も使用可能です。  
※医師氏名は自署をお願いします。

#### 【計画作成への利用の同意】

○この意見書がサービス利用計画の作成に活用されることについて、記入医師として同意するか、しないか、該当するほうにレ印を付けてください。  
○同意された場合、さらに市町村がご本人の同意を得ない限り、外部に示されることはないことから、医師に「守秘義務」に関する問題は生じません。

#### 【診断名】

○傷病名が複数ある場合、障害や生活機能低下を引き起こした主な原因から順に記入してください。  
○傷病名が4種類以上ある場合、必要に応じて裏面の「6.その他特記すべき事項」の欄に記入してください。  
○知的障害者の場合、法律上の用語である「知的障害」ではなく、医学用語である「精神遅滞」あるいは個別の診断名で記入してください。

#### 【他科受診】

○わかる範囲で、該当診療科名にレ印を付けてください。

#### 【症状としての安定性】

○「診断名」欄に記入した傷病について記入してください。  
\*安定：傷病に、急激な変化が見込まれない場合をさす。  
\*不安定：急性期や急性増悪期で積極的な医学的管理が必要であると予測される場合をさす。  
\*不明：不明の場合をさす。  
○特に精神疾患や難病等の症状は日内変動や日差変動や、一定の期間内における症状の不安定性があるため、そのことがわかるよう記入をしていただき、必要に応じて支援者からの情報にも留意してください。

#### 【傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容】

○障害の直接の原因となっている傷病について記入してください。  
○傷病の他に生活機能を低下させる要因があれば、具体的に記入してください。  
○意識障害がある場合は、その状態を具体的に記入してください。  
○てんかんを認める場合には、発作の種類（部分発作や全般発作）についても記入してください。  
○治療内容（投薬内容を含む）の要点を簡潔に記入してください。  
○薬剤は以下のように留意して記入してください。  
\*常用、頓用を整理。  
\*支援上特に留意すべき薬剤や相互作用の可能性のある薬剤を記入。  
\*特効性抗精神病薬注射・濃度モニタリングを行っている場合は、その情報も記入。

障害者総合支援法 医師意見書①

記入日 平成 年 月 日

申請者 (ふりがな)	男	女	〒
明・大・昭・平 年 月 日生( 歳)			連絡先 ( )

上記の申請者に関する意見は以下の通りです。  
主治医として本意見書がサービス等利用計画の作成に当たって利用されることに  同意する。  同意しない

医師氏名 \_\_\_\_\_ 電話 ( ) \_\_\_\_\_  
医療機関名 \_\_\_\_\_ FAX ( ) \_\_\_\_\_  
医療機関所在地 \_\_\_\_\_

(1) 最終診察日 平成 年 月 日

(2) 意見書作成回数  初回  2回目以上

(3) 他科受診  内科  精神科  外科  整形外科  脳神経外科  皮膚科  泌尿器科  
 婦人科  眼科  耳鼻咽喉科  リハビリテーション科  歯科  その他 ( )

1. 傷病に関する意見

(1) 診断名（障害の直接の原因となっている傷病名については1.に記入）及び発症年月日

1.	発症年月日 (昭和・平成)	年	月	日(填)
2.	発症年月日 (昭和・平成)	年	月	日(填)
3.	発症年月日 (昭和・平成)	年	月	日(填)

入院歴（直近の入院歴を記入）

1. 昭和・平成 年 月～ 年 月 (傷病名: )  
2. 昭和・平成 年 月～ 年 月 (傷病名: )

(2) 症状としての安定性  不安定である場合、具体的な状況を記入。  
特に精神疾患・難病については症状の変動についてわかるように記入。

(3) 障害の直接の原因となっている傷病の経過及び投薬内容を含む治療内容

2. 身体の状態に関する意見

(1) 身体情報 利き手(□右 □左) 身長 = cm 体重 = kg (過去6ヶ月の体重の変化 □増加 □維持 □減少)  
(2) 四肢麻痺 (部位: )

(3) 麻痺 (部位: )

(4) 筋力の低下 (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(5) 関節の拘縮 (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(6) 関節の痛み (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(7) 失調・不随意運動 (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(8) 嚥下 (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

(9) その他皮膚疾患 (部位: ) (過去6ヶ月の症状の変動 □改善 □維持 □増悪)

#### 【身体の状態に関する意見】

○身体の状態について該当する項目にレ印を付けてください。  
○程度（軽・中・重）については、麻痺・褥瘡等の状態が支援にどの程度影響するかという観点でレ印を付けてください。  
○筋力の低下や関節の痛みについては、過去6ヶ月程度で症状がどのように変化したかについて、改善、維持、増悪のうち該当する項目にレ印を付けてください。

**【精神症状・能力障害二軸評価】**

- 別紙を用いて評価し、結果を記入してください。
- 身体障害のみや難病等ののみの方については「1」にレ印を付けてください。

**[精神症状評価]**

○知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の障害は、「能力障害評価」で判定してください。

**[能力障害評価]**

○判定に当たっては以下のことを考慮してください。

- 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
- 保護的な環境（例えば入院・施設入所しているような状態）でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

**【生活障害評価】**

- 別紙を用いて評価し、結果を記入してください。
- 身体障害のみや難病等ののみの方については「1」にレ印を付けてください。

**【現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針】**

- 現在あるかまたは今後概ね6ヶ月以内に発生する可能性が高い状態があれば、レ印を付けてください。
- いずれかの項目にレ印を付けた場合、( ) 内に、具体的な状態とその際の対処方針（緊急時の対応を含む）を要約して記入してください。

**【感染症の有無】**

- サービスの提供時に、二次感染を防ぐ観点から留意すべき感染症の有無について、該当する項目にレ印を付けてください。有に該当する場合には、具体的な疾病名・症状等を( ) 内に記入してください。
- この欄には、障害支援区分判定上必要な情報のみを記載し、申請者のプライバシーに十分ご配慮をお願いします。

**【その他特記すべき事項】**

- 障害支援区分の審査判定および障害福祉サービスの利用に際して、認定調査項目では把握できない症状・障害の変動性、生活上の機能障害とこれらに起因する支援の必要性や程度を判定する参考となる情報があれば要点を記入してください。
- 他の項目で記入しきれなかったことや選択式では表現できないことを簡潔に記入してください。
- 専門科に意見を求めた場合は、その結果と内容を簡潔に記入してください。情報提供書や身体障害者手帳申請の身体障害者診断書・意見書等の写しの添付も可能ですが、この場合、情報提供者の了解が必要です。

**【行動上の障害】**

- 該当する項目にレ印を付けてください。複数の状態が認められる場合は、該当する項目すべてにレ印を付けてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について( ) 内に記入してください。

**障害者総合支援法 医師意見書②**

3. 行動及び精神等の状態に関する意見

(1) 行動上の障害  
昼夜逆転 暴言 自傷 他害 支援への抵抗 徘徊  
自傷の程度がรุนแรง 不潔行為 暴発 目的外的行動 その他( )

(2) 精神症状・能力障害二軸評価 (判定時期 平成 年 月)

精神症状評価	□1	□2	□3	□4	□5	□6
能力障害評価	□1	□2	□3	□4	□5	

(3) 生活障害評価 (判断時期 平成 年 月)

食事	□1	□2	□3	□4	□5	生活リズム	□1	□2	□3	□4	□5
保潔	□1	□2	□3	□4	□5	金銭管理	□1	□2	□3	□4	□5
服薬管理	□1	□2	□3	□4	□5	対人関係	□1	□2	□3	□4	□5
社会的適応能力	□1	□2	□3	□4	□5						

(4) 精神・神経症状

<input type="checkbox"/> 意識障害	<input type="checkbox"/> 記憶障害	<input type="checkbox"/> 注意障害	<input type="checkbox"/> 逆行機能障害
<input type="checkbox"/> 社会的行動障害	<input type="checkbox"/> その他の認知機能障害	<input type="checkbox"/> 気分障害(抑うつ気分、軽躁/躁状態)	
<input type="checkbox"/> 睡眠障害	<input type="checkbox"/> 幻覚	<input type="checkbox"/> 妄想	<input type="checkbox"/> その他( )
専門科受診の有無	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

(5) てんかん  
週1回以上 月1回以上 年1回以上

4. 特別な医療(現在、定期的あるいは頻回に受けている医療)

処置内容	<input type="checkbox"/> 点滴の管理	<input type="checkbox"/> 心臓薬	<input type="checkbox"/> 造形	<input type="checkbox"/> ストーマの処置
	<input type="checkbox"/> 酸素療法	<input type="checkbox"/> レドレーター	<input type="checkbox"/> 気管切開の処置	<input type="checkbox"/> 疼痛の管理
	<input type="checkbox"/> 経管栄養(胃ろう)	<input type="checkbox"/> 喀痰吸引処置(回数 回/日)	<input type="checkbox"/> 褥瘡の管理	<input type="checkbox"/> 膀胱的導尿
特別な対応	<input type="checkbox"/> モニター測定(血圧、心拍、酸素飽和度等) <input type="checkbox"/> 褥瘡の処置			
失禁への対応	<input type="checkbox"/> カテーテル(コンドームカテーテル、留置カテーテル等)			

5. サービス利用に関する意見

(1) 現在、発生の可能性が高い病態とその対処方針

<input type="checkbox"/> 尿失禁	<input type="checkbox"/> 転倒・骨折	<input type="checkbox"/> 徘徊	<input type="checkbox"/> 褥瘡	<input type="checkbox"/> 嚥下困難	<input type="checkbox"/> 腸閉塞
<input type="checkbox"/> 鼻感染性	<input type="checkbox"/> 心肺機能の低下	<input type="checkbox"/> 疼痛	<input type="checkbox"/> 脱水	<input type="checkbox"/> 行動障害	<input type="checkbox"/> 精神症状の増悪
<input type="checkbox"/> けいれん発作	<input type="checkbox"/> その他( )				

→ 対処方針( )

(2) 障害福祉サービスの利用時に関する医学的観点からの留意事項

血圧について ( )

嚥下について ( )

移動について ( )

行動障害について ( )

精神症状について ( )

その他 ( )

(3) 感染症の有無(有の場合は具体的に記入)

有( ) 無 不明

6. その他特記すべき事項

障害支援区分の認定やサービス等利用計画の作成に必要な医学的なご意見等をご記載してください。なお、専門医等に別意見を求めた場合はその内容、結果も記載してください。(情報提供書や身体障害者申請診断書の写し等を添付して頂いても結構です。)

**【精神・神経症状】**

- 該当する項目にレ印を付けてください。複数の状態が認められる場合は、該当する項目すべてにレ印を付けてください。その他に該当する場合には、認められる具体的な状態について( ) 内に記入してください。
- 専門科の受診について、該当する項目にレ印を付けてください。有に該当する場合には、受診している診療科名について( ) 内に記入してください。

**【てんかん】**

- てんかん発作がある場合は、その発作頻度について、該当する項目にレ印を付けてください。

**【特別な医療】**

- 過去14日間に受けた14項目の医療のうち、看護職員等が行った診療補助行為(医師が同様の行為を行った場合を含む)についてレ印を付けてください。複数の診療補助行為を受けていた場合は、該当する項目すべてにレ印を付けてください。
- 家族・本人が行える類似行為にはレ印を付けなくてください。

**■■■ご記入のあとで■■■**

- 記入もれがないか確認してください。
- 写しを保管してください。2回目以降の作成に便利です。

1. 精神症状・能力障害二軸評価

(1) 精神症状評価

- 精神症状の評価は、知的障害による精神症状の評価を含み、知的障害そのものによる日常生活等の障害は、「(2)能力障害評価」で判定するものとする。

1	症状がまったくないか、あるいはいくつかの軽い症状が認められるが日常の生活の中ではほとんど自立しない程度である。
2	精神症状は認められるが、安定化している。意思の伝達や現実検討も可能であり、院内や施設等の保護的環境ではリハビリ活動等に参加し、身辺も自立している。通常の対人関係は保っている。
3	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達や現実検討にいくらかの欠陥がみられるが、概ね安定しつつあるか、または固定化されている。逸脱行動は認められない。または軽度から中等度の残遺症状がある。対人関係で困難を感じることもある。
4	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達が判断に欠陥がある。行動は幻覚や妄想に相当影響されているが逸脱行動は認められない。あるいは中等度から重度の残遺症状（欠陥状態、無関心、無為、自閉など）、慢性的幻覚妄想などの精神症状が遷延している。または中等度のうつ状態、そう状態を含む。
5	精神症状、人格水準の低下、認知症などにより意思の伝達に粗大な欠陥（ひどい減裂や無言症）がある。時に逸脱行動が見られることがある。または最低限の身辺の清潔維持が時に不可能であり、常に注意や見守りを必要とする。または重度のうつ状態、そう状態を含む。
6	活発な精神症状、人格水準の著しい低下、重度の認知症などにより著しい逸脱行動（自殺企図、暴力行為など）が認められ、または最低限の身辺の清潔維持が持続的に不可能であり、常時嚴重な注意や見守りを要する。または重大な自傷他害行為が予測され、嚴重かつ持続的な注意を要する。しばしば隔離なども必要となる。

(2) 能力障害評価

- 判定に当たっては以下のことを考慮する。

- ① 日常生活あるいは社会生活において必要な「支援」とは助言、指導、介助などをいう。
- ② 保護的な環境（例えば入院・施設入所しているような状態）でなく、例えばアパート等で単身生活を行った場合を想定して、その場合の生活能力の障害の状態を判定する。

1	<p><b>精神障害や知的障害を認めないか、または、精神障害、知的障害を認めるが、日常生活および社会生活は普通に出来る。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切な食事摂取、身辺の清潔保持、金銭管理や買い物、通院や服薬、適切な対人交流、身辺の安全保持や危機対応、社会的手続きや公共施設の利用、趣味や娯楽あるいは文化的社会的活動への参加などが自発的に出来るあるいは適切に出来る。</li> <li>○ 精神障害を持たない人と同じように日常生活及び社会生活を送ることが出来る。</li> </ul>
2	<p><b>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に一定の制限を受ける。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1」に記載のことが自発的あるいは概ね出来るが、一部支援を必要とする場合がある。</li> <li>○ 例えば、一人で外出できるが、過大なストレスがかかる状況が生じた場合に対処が困難である。</li> <li>○ デイケアや就労継続支援事業などに参加するもの、あるいは保護的配慮のある事業所で、雇用契約による一般就労をしている者も含まれる。日常的な家事をこなすことは出来るが、状況や手順が変化したりすると困難が生じることがある。清潔保持は困難が少ない。対人交流は乏しくない。引きこもりがちではない。自発的な行動や、社会生活の中で発言が適切に出来ないことがある。行動のテンポはほぼ他の人に合わせる事ができる。普通のストレスでは症状の再燃や悪化が起きにくい。金銭管理は概ね出来る。社会生活の中で不適切な行動をとってしまうことは少ない。</li> </ul>
3	<p><b>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて支援を必要とする。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1」に記載のことが概ね出来るが、支援を必要とする場合が多い。</li> <li>○ 例えば、付き添われなくても自ら外出できるものの、ストレスがかかる状況が生じた場合に対処することが困難である。医療機関等に行くなどの習慣化された外出はできる。また、デイケアや就労継続支援事業などに参加することができる。食事をバランスよく用意するなどの家事をこなすために、助言などの支援を必要とする。清潔保持が自発的かつ適切にはできない。社会的な対人交流は乏しいが引きこもりは顕著ではない。自発的な行動に困難がある。日常生活の中で発言が適切にできないことがある。行動のテンポが他の人と隔たってしまうことがある。ストレスが大きいと症状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理ができない場合がある。社会生活の中でその場に過ぎない行動をとってしまうことがある。</li> </ul>
4	<p><b>精神障害、知的障害を認め、日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時支援を要する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1」に記載のことは常時支援がなければ出来ない。</li> <li>○ 例えば、親しい人との交流も乏しく引きこもりがちである、自発性が著しく乏しい。自発的な発言が少なく発言内容が不適切であったり不明瞭であったりする。日常生活において行動のテンポが他の人のペースと大きく隔たってしまう。些細な出来事で、病状の再燃や悪化を来しやすい。金銭管理は困難である。日常生活の中でその場に過ぎない行動をとってしまうがちである。</li> </ul>
5	<p><b>精神障害、知的障害を認め、身の回りのことはほとんど出来ない。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「1」に記載のことは支援があってもほとんど出来ない。</li> <li>○ 入院・入所施設等患者においては、院内・施設内等の生活に常時支援を必要とする。在宅患者においては、医療機関等への外出も自発的にできず、付き添いが必要である。家庭生活においても、適切な食事を用意したり、後片付けなどの家事や身辺の清潔保持も自発的には行えず、常時支援を必要とする。</li> </ul>

## 2. 生活障害評価

### (1) 食事

1	適量の食事を適時にとることができる。(外食、自炊、家族・施設からの提供を問わない)
2	時に支援や施設等からの提供を必要とする場合があるが、「1」がほしい自主的にできる。
3	時に支援がなければ、偏食したり、過食になったり、不規則になったりする。
4	いつも同じものばかりを食べたり、食事内容が極端に貧しかったり、いつも過食になったり、不規則になったりする。常時支援を必要とする。
5	常に食事へ目を配っておかないと不食に陥ったり、偏食、過食など問題の食行動があり、健康を害す。

### (2) 生活リズム

1	一定の時刻に自分で起きることができ、自分で時間の過ごし方を考えて行動できる。 (※一般的には午前9時には起きることが望まれる)
2	時に寝過ぎることがあるが、ほしい自分なりの生活リズムが確立している。夜間の睡眠も1時間以内のばらつき程度である。生活リズムが週1度以内の崩れがあってもすぐに元に戻る。
3	時に助言がなければ、夜更かししたり、朝寝過ぎすが、週に1度を越えて生活リズムを乱すことがあっても元に戻る。夜間の睡眠は1～2時間程度のばらつきがある。
4	就寝や起床が遅く、生活のリズムが週1回を越えて不規則に傾きがちですぐには元に戻らないため、常時支援を必要とする。
5	臥床がちで、昼夜逆転したりする。

### (3) 保清

1	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等を自主的に問題なく行っている。必要に応じて(週に1回くらいは)、自主的に掃除やかたづけができる。TPOに合った服装ができる。
2	洗面、整髪、ひげ剃り、入浴、着替え等がある程度自主的に行っている。回数は少ないが、自室の清掃やかたづけをほしい自主的にこなせる。
3	個人衛生を保つためには、週1回程度の支援が必要である。自室の清掃やかたづけについて、週1回程度助言がなければ、ごみがたまり、部屋が乱雑になる。
4	個人衛生を保つために、常時支援とする。自室の清掃やかたづけを自主的にはせず、いつもごみがたまり、部屋が乱雑になる。
5	常時支援をしても、個人衛生を保つことができず、自室の清掃やかたづけをしないか、できない。

### (4) 金銭管理

1	1ヵ月程度のやりくりが自分で出来る。また、大切な物を管理できる。
2	時に月の収入を超える出費をしてしまい、必要な出費(食事等)を控えたりする。時折大切な物を失くしてしまう。
3	1週間程度のやりくりはほしいできるが、時に助言を必要とする。また大切な物をなくしたりする為に時として助言が必要になる。
4	3～4日に一度手渡して相談する必要がある。大切な物の管理が一人では難しく、常時支援を必要とする。
5	持っているお金をすぐに使ってしまう。大切な物の管理が自分では出来ない。

### (5) 服薬管理

1	薬の必要性を理解しており、適切に自分で管理している。
2	薬の必要性は理解しているにかかわらず、時に飲み忘れることもあるが、助言が必要なものではない。(週に1回以下)
3	薬の必要性は理解しておらず、時に飲み忘れるので助言を必要とする。(週に2回以上)
4	飲み忘れや、飲み方を間違えたり、拒薬、大量服薬をすることがしばしばある。常時支援(場合によりデボ剤使用)、さらに、薬物血中濃度モニター管理を必要とする。
5	常時支援をしても服薬しないか、できないため、ケア態勢の中で与薬を行ったり、デボ剤が中心となる。さらに、薬物血中濃度モニターは不可欠である。

### (6) 対人関係

1	挨拶や当番などの最低限の近所づきあいが自主的に問題なくできる。近所、仕事場、社会復帰施設、病棟等で、他者と大きなトラブルをおこさずに行動をすることができる。必要に応じて、誰に対しても自分から話せる。同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができる。
2	「1」が、ほしい自主的にできる。
3	ほしいできるが、時に助言がなければ孤立的になりがちで、他人の行動に合わせられなかったり、挨拶や事務的なことでも、自分から話せない。また助言がなければ、同世代の友人を自分からつくり、継続してつきあうことができず、周囲への配慮を欠いた行動をとることがある。
4	「1」で述べたことがほとんどできず、近所や集団から孤立しがちとなる。「3」がたびたびあり、強い助言や介入などの支援を必要とする。
5	助言・介入などの支援してもできないか、あるいはしようとせず、隣近所・集団とのつきあい・他者との協調性・自発性・友人等とのつきあいが全くなく孤立している。

### (7) 社会的適応を妨げる行動

1	周囲に恐怖や強い不安を与えたり、小さくても犯罪行為を行ったり、どこへ行くかわからないなどの行動が見られない。
2	この1ヵ月に、「1」のような行動は見られなかったが、それ以前にはあった。
3	この1ヵ月に、そのような行動が何回もあった。
4	この1週間に、そのような行動が数回あった。
5	そのような行動が毎日のように頻回にある。